

[Ⅱ] 会員及び会友に関する規約

[Ⅱ] その1. 会員規約

第一章 総 則

第1条 一般社団法人全日本ピアノ指導者協会定款第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条を受けて、会員規約を設定する。

第二章 会員の種別

第2条 会員の種別は次の通りとする。

- 一、正会員。
- 二、一般会員。
- 三、団体会員。
- 四、名誉会員。

第3条 正会員は、当協会の目的に賛同し、相当の実績・経験を有する当該年度内に18歳以上となる個人とする。なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

2 正会員は、次の各項の権利を有する。

- 一、一般社団法人全日本ピアノ指導者協会の正会員標識を明示する権利。
- 二、当法人総会の議決権。
- 三、専門委員・評議員及び理事を推薦する権利並びに選挙する権利。
- 四、専門委員・評議員に立候補する権利並びに選挙される権利。
- 五、正会員歴2年以上の実績を持つ者が、音楽あるいはピアノ指導者を正会員に推薦する権利。
- 六、役員職務分掌に関係なく当協会専門委員会における演奏研究委員として、当法人が主催する研究発表会及び研究演奏会の出場候補となる権利。
- 七、正会員が行う研究発表または催物等については、優先的に当法人会報記事の候補となること。
- 八、支部に所属する正会員が当該支部の運営に携わり当該支部の役員となる権利。
- 九、その他。

3 正会員は、当法人の目的に賛同した者として自らを律し、高潔なる人格をめざし常に向上心を持ち続けなければならない。

4 正会員は、本条に掲げる義務の証として、少なくとも次の各項のうちの一項に該当しなければならない。

一、年間1人以上の生徒を当法人が主催する検定に参加させること。

一、年間1回以上の公開演奏会に出演すること。

一、年間1回以上の公開研究発表を行う、あるいは研修会・講座の講師をつとめること。

一、当法人の目的を達成するにふさわしい音楽教育活動を行うこと。

一、当法人の目的を達成するためにふさわしい援助を行うこと。

第4条 一般会員は、次のとおりとする。

一、指導会員 ピアノ及びその他鍵盤楽器など音楽の指導者とする。(当該年度内に18歳以上となる者。)

二、演奏会員 ピアノや鍵盤楽器の演奏活動をされている方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

三、作曲会員 ピアノ曲の作曲・編曲等で、当協会の活動をご支持下さる方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

四、研究会員 音楽関連の研究者、評論家、ジャーナリストなどで当協会の活動をご支持下さる方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

五、調律会員 ピアノ調律師で、当協会の活動をご支持下さる方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

六、学生会員 将来音楽の指導者をめざす音楽愛好者で、中学校、高等学校生徒及び大学生、大学院生並びに研究生とする。(当該年度内に13歳以上、かつ、当該年度内に25歳となる者まで。)

七、家族会員 ピアノを学習しているお子様の保護者の方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

八、支持会員 上記第一項から第七項に属さない、当法人を支持下さる方。(当該年度内に18歳以上となる者。)

九、グランミューズ会員 ピアノ及びその他鍵盤楽器など音楽を愛好する16才以上の者とする。(当該年度内に16歳以上となる者。)

第5条 団体会員は、当協会の目的に賛同し、事業を支持する団体とする。

第6条 名誉会員は、芸術家、音楽教育又はこの法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された個人とする。

第三章 入 会

- 第7条 この法人に入会しようとする者は、定款第4条の目的に賛同し、入会申込書を専務理事に提出するとともに、第10条に定める入会金及び会費を納めるものとする。
- 2 ただし、正会員にあつては、すでに正会員歴2年以上の実績を持ち推薦権利を有する既正会員2名以上の推薦、又は当法人委員会の推薦を得たうえで申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第四章 会員証の貸与と取り扱い

- 第8条 当法人は会員に、氏名、会員の種類、会員番号、有効期限、所属支部等を裏面に印字した会員証を貸与する。ただし、団体会員については会員証を貸与せず会報およびウェブサイトはその名簿を記載することとする。
- 2 会員証は会員証裏面に印字された本人以外の使用を認めない。また、会員は注意をもって会員証を管理し使用しなければならない。
- 3 会員証の所有権は当法人に属し、会員が他人に会員証を貸与・譲渡等会員証の占有を第三者に移転させることは一切できない。
- 4 会員証は原則として再発行しない。但し、紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には当法人所定用紙による届出をし、当法人が適当と認めた場合に限り再発行するものとする。
- 5 会員証の有効期限は、会員資格の期限とし、会員が支払う会費に準ずる。但し、会員が退会その他会員資格を喪失したとき或いは当法人が適当と認めたときは、この限りでない。
- 6 会員が会費を支払い、当法人が引き続き会員として認める場合には、新しい会員証を発行するものとする。この場合、会員は有効期限経過後の会員証を直ちに切断し破棄しなければならない。

第五章 会員の特典

- 第9条 正会員・一般会員は、次の会員特典を受けることができる。
- 一、当法人が発行する会報『Our Music』の送付。ただし、グランミュージズ会員を除く。
- 二、ピティナ・ピアノコンペティション参加要項、Jr.G・G・特級専用参加要項、およびグランミュージズ部門専用参加要項、及びピティナ・ピアノステップ参加要項の無料送付。ただし、グランミュージズ会員へは、ピティナ・ピアノコンペティション・グランミュージズ部門専用参加要項およびピティナ・ピアノステップ参加要項を送付。
- 三、ピティナ・ピアノコンペティション、ピティナ・ピアノステップ及び当法人

- が主催する各種検定や公開講座など催物の参加料割引又は入場料割引。
- 四、休業補償制度に加入する権利。ただし、グランミューズ会員を除く。
 - 五、提携会社ホール及びチケット、楽譜等商品（特定品を除く）の割引。
 - 六、学習希望者の優先紹介。ただし、家族会員、支持会員、学生会員、グランミューズ会員を除く。
 - 七、その他当法人が指定する特典。
- 2 当法人支部に所属する会員は、当該支部の運営に携わることができる。

第六章 会費及び支部運営費

第 10 条 この法人の入会金は次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000 円
 - 二 一般会員（指導会員、演奏会員、研究会員、作曲会員、学生会員、支持会員、家族会員、調律会員） 3,000 円
 - 三 一般会員（グランミューズ会員） 1,000 円
 - 四 団体会員 10,000 円
2. この法人の会費は次のとおりとする。
- 一 正会員 年額 12,000 円
 - 二 一般会員（指導会員、演奏会員、研究会員、作曲会員、学生会員、支持会員、家族会員、調律会員） 年額 6,000 円
 - 三 一般会員（グランミューズ会員） 年額 3,600 円
 - 四 団体会員 年額 60,000 円
3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
4. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第 11 条 会員は、毎会期末までに翌会期 1 年分の会費を支払わなければならない。しかし、会期の途中で入会した場合は、翌会期の会費支払い時に、月額換算による会費を調整して支払うものとする。

- 2 会費の支払いに関する会期は、4 月 1 日より翌年 3 月末日迄とする。
- 3 入会の次会期からの会費の支払い方法は、本人名義或いは配偶者名義または親権者名義の銀行等金融機関口座引落を原則とする。なお、支払われた会費は理由の如何を問わず返還しない。
- 4 前条に定める入会金及び会費以外に会費と称する費用を当法人が会員に対して

請求することはない。但し、当法人支部に所属し運営に携わる会員は当該支部に対して、その運営にかかる費用(支部運営費と称する)を負担する場合がある。

第七章 会費の滞納

- 第 12 条 会員が会期末までに翌会期の会費を支払わない場合は滞納とみなす。
- 2 会員が3ヵ月を超えて滞納した場合は会報の送付を停止する。
 - 3 会員が会費を滞納し、会費納入の催告を受けたにもかかわらず、催告を受けた日から1ヵ月以内に会費を支払わない場合、会員資格を喪失する。

第八章 会員資格の喪失

- 第 13 条 会員は、次の事由によって会員資格を喪失する。
- 一、第 12 条 3 の場合。
 - 二、退会したとき。
 - 三、死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - 四、会員である団体が解散したとき。
 - 五、除名されたとき。

第九章 除 名

- 第 14 条 会員が次のいずれかに該当した場合、または当法人が会員として不適格と認められた場合は、当法人は通知・催告などをすることなく会員の資格を取り消し、除名することができる。
- 一、虚偽の申告をした場合。
 - 二、本規約の何れかに違反した場合。
 - 三、会員としての義務に違反した場合。
 - 四、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - 五、当法人の名誉を傷つけたり、当法人の目的に違反する行為があった場合。

第十章 退 会

- 第 15 条 会員が退会をする場合は、当法人が発行した会員証を添えて、会期末2ヵ月前迄に所定の届出用紙により希望退会日を指定し届け出なければならない。
- 2 会員が会員資格を喪失あるいは当法人が会員資格を取り消した場合を除き、本

条の届出がない限り引き続き会員とみなす。

- 3 本条の届出において会員が希望退会日を正しく指定しないときは、会期中であっても、当法人が届を受理した時点で退会となり会員資格を喪失する。
- 4 会期中で退会した場合、その年の翌年度のピティナ・ピアノコンペティション参加要項、Jr.G・G・特級専用参加要項、およびグランミューズ部門専用参加要項、ピティナ・ピアノステップの参加要項を得る権利を放棄したものとみなす。

第十一章 休 会

第 16 条 会員が海外で研修或いは留学しようとするとき及び疾病等により会員として活動ができないときは、2年間に限り休会をすることができる。

- 2 会員が休会をする場合は、当法人が発行した会員証を添えて所定の届出用紙により届け出なければならない。
- 3 会員は休会中の会費を支払う必要はない。但し、会期の途中で休会した場合、その会期分の会費の一部を復会の際に充当することはない。なお、休会中の会員には会報を送付しない。
- 4 休会中の会員が復会をする場合は、所定の用紙により届け出るとともに、復会のときからその会期末までの月額換算による会費を支払わなければならない。なお休会が2年を越え復会の申し出がない場合は、その会員は退会したものとする。
- 5 会期中で休会した場合、その年の翌年度のピティナ・ピアノコンペティション参加要項、Jr.G・G・特級専用参加要項、およびグランミューズ部門専用参加要項、ピティナ・ピアノステップの参加要項を得る権利を放棄したものとみなす。

第十二章 届出事項の変更

第 17 条 会員が当法人に届け出た氏名、住所、連絡先、預金振替口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出用紙により当法人に届け出るものとする。但し、当法人が適当と認めた場合には、電話での連絡により届け出ることもできる。

- 2 本条の届け出がないために当法人からの通知または送付書類その他のものが延着し或いは到着しなかった場合も、会員には到着したものとみなし、当法人はその責を負わない。

第十三章 会員の種別の変更

第 18 条 会員が会員種別の変更をする場合、会員証を添えて所定の届けを提出し、当法人

が適当と認めた場合のみ変更するものとする。但し、一般会員から正会員または団体会員への変更の手続きについては本規約第7条第2項に準ずる。

- 2 一般会員から正会員及び団体会員に、あるいは正会員から団体会員、あるいはگرانミュージズ会員から指導会員、演奏会員、研究会員、作曲会員、調律会員、支持会員、家族会員、学生会員、および正会員に会員の種別の変更をしたとき、会員は入会金の差額及び変更をした時点からその会期末までの月額換算による会費の差額を別途支払わなければならない。但し、正会員及び団体会員が一般会員に、あるいは団体会員が正会員に会員の種別の変更をしたときはそれらの差額を会員に返還することはない。

第十四章 会員資格の移行

第19条 音楽を学ぶ小学生以下の子供を持つ支持会員・家族会員が、その子供が中学生になったため学生会員に入会させる場合のみ、会員資格を移行することができる。

- 2 会員資格を移行する場合の手続きは、第17条及び第18条の手続きに準じて行う。

第十五章 規約の変更、承認

第20条 本規約の変更について会員は、当法人から変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後に会員証を利用したとき、あるいは会報を受け取ったとき、会員新規約を承認したものとする。

付 則 この規約は、この法人の会員を広く求めるために設定するもので、昭和60年4月26日より効力を発する。

- 2 平成2年6月13日 一部改正。
- 3 平成5年6月13日 一部改正。
- 4 平成6年3月30日 一部改正。
- 5 平成7年3月29日 一般会員内規、正会員規約、正会員及び一般会員の退会または休会内規を破棄し、新たに会員規約として改正。
- 6 平成12年3月10日 一部改正。
- 7 平成13年6月19日 一部改正。
- 8 平成15年3月19日 一部改正。
- 9 平成16年3月24日 一部改正。
- 10 平成24年4月1日 一部改正。

11 平成26年6月13日 一部改正。

12 平成29年9月4日 一部改正。

以 上